

○指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年 3月30日

規則第173号

改正 平成20年 3月31日規則第21号

平成25年 3月29日規則第10号

平成26年 5月14日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年指宿市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に際しての明示事項等)

第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
- (3) 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
- (4) 条例第3条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格
- (5) 申請の方法
- (6) 申請を受け付ける期間
- (7) 条例第4条各号に掲げる選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するときは、その旨及び前項各号に掲げる事項を公告するとともに、広報紙又はホームページへの掲載等の必要な措置を講ずるものとする。

(申請書等の提出)

第3条 申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に管理の業務に関する事業計画書(第2号様式)及び次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 管理の業務に関する収支予算書(第3号様式)
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、定款その他基本約款)

(3) 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者候補者選定委員会の庶務)

第4条 条例第5条の指宿市指定管理者候補者選定委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(平20規則21・平25規則10・一部改正)

(選定結果の通知等)

第5条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかにその結果を条例第3条の規定により申請した団体等に通知するとともに、選定理由を公表するものとする。

(公募によらない旨の公告)

第6条 市長は、条例第9条第1項の規定により公募によらず指定管理者の候補者を選定することとしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 公の施設の名称

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(3) 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

(指定の告示等)

第7条 市長は、条例第4条又は条例第9条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するとともに、指定管理者指定通知書(第4号様式)により当該指定管理者に通知するものとする。

2 条例第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

3 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更したときは、その旨を変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第8条 条例第11条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書（第6号様式）によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（指宿市都市公園条例施行規則の一部改正）
- 2 指宿市都市公園条例施行規則（平成18年指宿市規則第147号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年3月31日規則第21号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月14日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

指宿市長 様

申請者 所在地
団体等名
代表者氏名 印

の指定管理者の指定を受けたいので、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 管理の業務に関する収支予算書
- 3 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、定款その他基本約款)
- 4 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 基本的事項

施設名			
団体等名			
代表者			
団体等所在地			
設立年月日	年月日	従業員数	
電話番号		FAX番号	
主たる業務内容			
団体の経営方針			
施設の管理を希望する理由			
その他			

2 管理運営を行うに当たっての経営方針について

3 施設の管理について

(1) 職員の配置及び採用について(指揮命令系統がわかる組織図含む。)

(2) 職員の研修計画

(3) 経理について

4 施設の運営について

- (1) 年間の自主事業計画

- (2) サービスを向上させるための方策

- (3) 利用者等の要望の把握及び実現策

- (4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- (5) その他(地域活動への参加, 他施設との連携等)

5 個人情報の保護措置について

6 緊急時対策について

- (1) 防犯及び防災対応について

- (2) その他緊急時の対応について

第3号様式（第3条関係）

その1 管理の業務に関する収支予算書（ 年度）
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

収 入 (単位：円)

費 目	金 額	内 訳	備 考
指定管理料			
利 用 料			
販売等収入			
雑 入			
そ の 他			
合 計			

支 出 (単位：円)

費 目	金 額	内 訳	備 考
人件費	職員給料		
	職員手当等		
	賃 金		
	共 済 費		
	そ の 他		
報 償 費			
旅 費			
需用費	消耗品費		
	燃 料 費		
	食 糧 費		
	印刷製本費		
	光熱水費		
	修 繕 費		
	そ の 他		
役務費	通信運搬費		
	手 数 料		
	保 険 料		
	そ の 他		
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
負 担 金			
租税公課費			
そ の 他			
合 計			

- 注1 年度ごとに作成すること（毎年度の収支見込が同じであれば1枚の提出でよい）。
- 2 各費目の積算明細を内訳欄に記載し、必要に応じて資料を添付すること。

その2 管理の業務に関する収支予算書(指定管理期間)

収 入

(単位：円)

費 目	年度	年度	年度	年度	年度	合 計
指定管理料						
利 用 料						
販売等収入						
雑 入						
そ の 他						
合 計						

支 出

(単位：円)

費 目	年度	年度	年度	年度	年度	合 計
人件費	職員給料					
	職員手当等					
	賃 金					
	共 済 費					
	そ の 他					
報 償 費						
旅 費						
需用費	消耗品費					
	燃 料 費					
	食 糧 費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	修 繕 費					
	そ の 他					
役務費	通信運搬費					
	手 数 料					
	保 険 料					
	そ の 他					
委 託 料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
負 担 金						
租税公課費						
そ の 他						
合 計						

第4号様式(第7条関係)

指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
団体等名
代表者氏名 様

指宿市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、指宿市公の施設
の指定管理者の指定の手續等に関する条例〔第4条
第9条第1項〕の規定により、下記のとおり指
定します。

記

指定管理者として指定する公の施設の名称

指定管理者として指定する期間 年 月 日から
年 月 日まで

第5号様式(第7条関係)

変更届出書

年 月 日

指宿市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

次のとおり〔名称
主たる事務所の所在地〕を変更したので、指宿市公の施設の指定管理者の
指定の手續等に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

管理する公の施設の名称	
変更の内容	
変更年月日	年 月 日

第6号様式(第8条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

指宿市長 様

指定管理者 所在地
団体等名
代表者名 印

指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条の規定により、
の管理に関し下記のとおり書類を添えて報告します。

記

- 1 管理の業務の実施状況
- 2 利用状況及び料金の収入実績
- 3 管理の業務の経理状況
- 4 その他市長が別に定める事項

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

(平26規則15・全改)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)